

改正

令和3年10月1日告示第128号

令和4年6月2日告示第88号

名張市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化が進む本市において、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、名張市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる地域力の維持及び強化に資するための活動（以下「地域おこし活動」という。）を行う。

- (1) 地域おこしの支援
- (2) 農林業への従事
- (3) 水源地の保全及び監視に係る活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 住民の生活支援
- (6) その他市長が必要と認める活動

(隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下単に「隊員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に定める欠格条項に該当しない者で、地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動ができるもののうちから、別に定めるところにより、市長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱された隊員は、直ちに本市の区域内に住所を定めなければならない。

(任期)

第4条 隊員の任期は、その委嘱の日から同日の属する年度の末日までの期間とする。この場合において、当該委嘱の日から3年を超えない範囲内の期間に限り、1年を超えない期間で任期を更新することができる。

2 隊員は、その任期中であっても、産前産後又は育児のために、市長の承認を得た上で、地域お

こし活動を中断することができる。この場合において、前項中「期間に限り」とあるのは、「期間（中断する場合にあっては、当該期間に、その中断の期間又は1年間のいずれか短い期間を加算した期間）に限り」とする。

3 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中であっても解嘱することができる。

- (1) 当該隊員から解嘱の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 市外へ住所を移したとき。
- (5) 心身の故障のために地域おこし活動の遂行が困難であると市長が認めるとき。
- (6) その他市長が隊員として不適格であると認めたとき。

(対価等)

第5条 隊員の地域おこし活動に対する対価は、予算の範囲内において支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、隊員の地域おこし活動に必要と認められる経費は、予算の範囲内で支払うものとする。

(身分証明書)

第6条 隊員は、地域おこし活動に従事するときは、身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動報告)

第7条 隊員は、地域おこし活動に従事したときは、名張市地域おこし協力隊活動日報（様式第2号）を作成し、その翌月の5日までに名張市地域おこし協力隊活動月報（様式第3号）を添えて市長に提出するものとする。

(服務)

第8条 隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に委嘱された隊員であって、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な地域おこし活動を行うことができなかったと市長が認めるものについての第4条第1項の適用については、同項中「3年」とあるのは「5年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

附 則 (令和3年10月1日告示第128号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年6月2日告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行する。

（表）

身 分 証 明 書						
写 真	氏 名					
	生年月日		年	月	日	生
	有効期間	自	年	月	日	
		至	年	月	日	
上記の者は、名張市地域おこし協力隊であることを証明する。						
年 月 日						
名張市長						印

（裏）

注 意 事 項
1 隊員は、地域おこし活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に報告しなければならない。
4 隊員は、退任又は解嘱されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

備考 添付写真は、正面、脱帽にて3か月以内に撮影したものとし、横25ミリメートル、縦30ミリメートルとする。

名張市長 宛て

氏名

名張市地域おこし協力隊活動日報

名張市地域おこし協力隊設置要綱第7条の規定に基づき次のとおり報告します。

【 年 月分】

日	曜日	活動時間	活動内容
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	

名張市長 宛て

氏名

名張市地域おこし協力隊活動月報

名張市地域おこし協力隊設置要綱第7条の規定に基づき次のとおり報告します。

活動報告年月	年 月
活動内容	
翌月の活動予定内容	
要望又は意見等	

市確認欄